

第3節

首都圏の自然環境の保全等の動向

ここでは、首都圏の自然環境の現状と住民の意識について紹介するとともに、今日の首都圏における自然環境の保全等に対する取組もあわせて紹介していく。

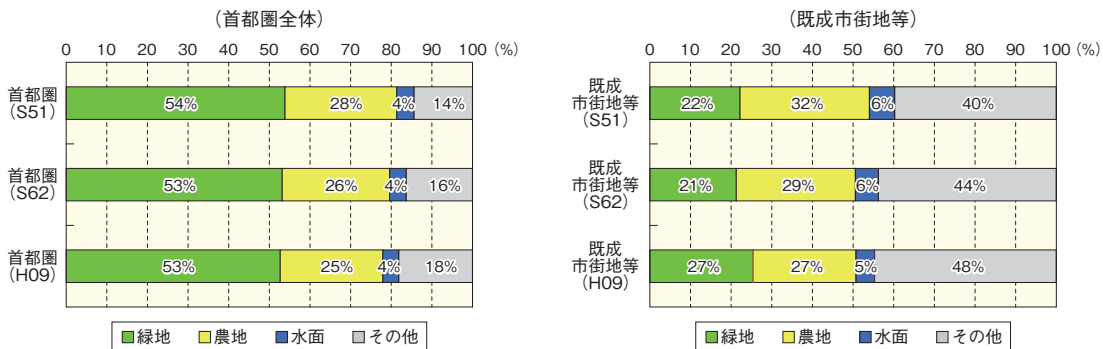
1. 首都圏の自然環境の現状と住民の意識

(1) 自然環境の現状

首都圏全体の緑地、農地、水面（以下「緑地等」という。）の面積構成比の変化についてみると、平成9年では82%を占めているが、約20年前の昭和51年の86%と比較すると4ポイント減少している。次に、特に市街化の進む都心からおよそ50kmの範囲内に相当する既成市街地及び近郊整備地帯¹⁾（以下「既成市街地等」という。）に限って同様に変化をみると、平成9年は52%を占めているが、昭和51年の60%と比較すると8ポイント減少している。これらのことから、市街化の進む既成市街地等は、首都圏全体と比較して緑地等の占める割合が低下している状況である（図表1-3-1）。

また、図表1-3-2は、既成市街地等における現状の緑地等の分布状況を示したものである。緑地等は主に近郊整備地帯の外縁部に広く分布する一方、既成市街地などの都心部等を見ると、外縁部に比べて、緑地等の分布が少ないことが分かる。都心部等では緑地等の自然環境が乏しい傾向である。

図表 1-3-1 緑地等の面積構成比の変化



注：ここでは、「国土数値情報」（国土交通省）の土地利用分類について、便宜上、森林・荒地（ゴルフ場を含む）を「緑地」に、田・その他の農用地を「農地」に、河川及び湖沼・海浜・海域を「水面」に、建物用地・幹線交通用地・その他の用地を「その他」にそれぞれ分類している。

資料：「国土数値情報」（国土交通省）により国土交通省国土計画局作成

1) 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）に規定する既成市街地、近郊整備地帯を指す。

図表 1-3-2 既成市街地等の緑地等の分布状況



注：図表 1-3-2 の緑地、農地、水面、その他の構成比は、図表 1-3-1 の（既成市街地等）の緑地、農地、水面、その他の構成比とは一致しない。

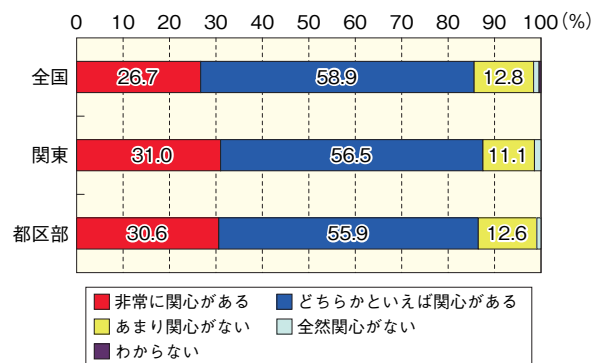
資料：「平成 18 年度大都市圏における水環境と緑の回復に関する都市環境インフラ再生推進調査」（国土交通省）により国土交通省国土計画局作成

(2) 自然環境に関する世論

平成 18 年に内閣府の実施した「自然の保護と利用に関する世論調査」から人々の自然に関する意識を見てみる。

「自然への関心」についてみると、「非常に関心がある」あるいは「どちらかといえば関心がある」という人の割合は関東²⁾で 87.5%（都区部で 86.5%）であり、わずかではあるが全国計の 85.6% よりも高くなっている（図表 1-3-3）。

図表 1-3-3 自然への関心

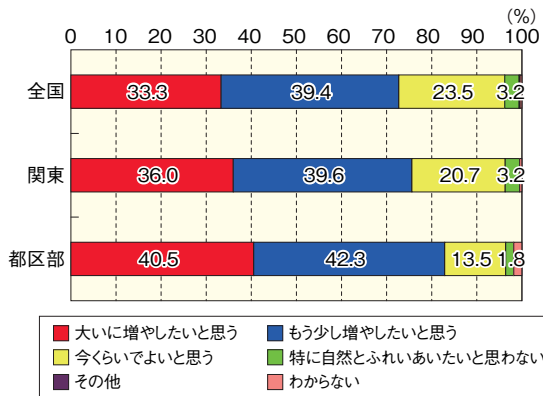


資料：「自然の保護と利用に関する世論調査」（内閣府）により国土交通省国土計画局作成

次に、自然とのふれあいに関する意識についてみると、「自然とのふれあう機会を増やしたい」と思う人の割合は、全国で 72.7%、関東で 75.6%、都区部で 82.8% となっており、自然環境の乏しい地域ほど高い傾向にある（図表 1-3-4）。また、「自然とふれあう機会を増やす方法」を尋ねると、「身近な自然とふれあうことができる公園や歩道などの整備を推進する」、「身近な自然を残したり、増やしたりする」との回答が多く、「自然を国立公園などにして保護する」が続いており、一方でふれあう行事については、良好な自然の地域におけるニーズが高い（図表 1-3-5）ことから、様々な地域において自然とふれあう機会を増やしたいと考えていると推測される。

2) この節において、「関東」とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を指す。

図表 1-3-4 自然とふれあう機会を増やしたいと思うか



資料：図表 1-3-4 及び図表 1-3-5 とともに、「自然の保護と利用に関する世論調査」(内閣府) により国土交通省国土計画局作成

同様に、「自然保護に関する意識」についてみると、「自然保護は必要」と考える人の割合は、全国で95.0%、関東で95.6%、都区部で97.3%と、全国的に高い水準にある(図表 1-3-6)。

また、「自然保護に最も力を入れるべき地域」についてみると、「都市やその周辺の自然が残っている地域」をあげる人の割合は、関東で39.9%、都区部で45.0%となっており、最も高い割合を占めている(図表 1-3-7)。

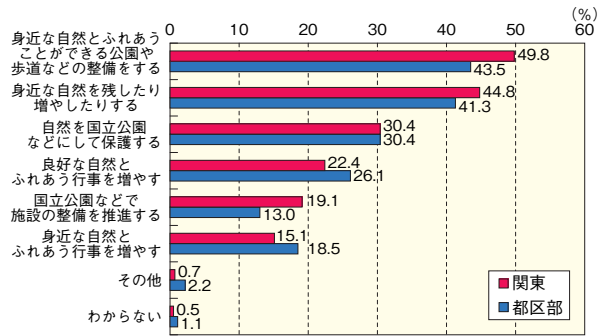
次に、「行政に加えて自然保護を特に担うべき主体」についてみると、関東や都区部の人は、地域社会、企業、NPOなどをあげる人が多く、多様な主体による取組を必要と考えている傾向がある(図表 1-3-8)。

以上から、自然が減少する傾向にある中で、自然への高い関心とその保護を必要と考える人は多い。

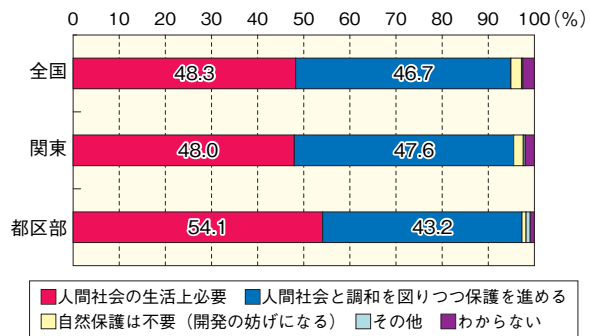
また、「自然とふれあう機会」に対するニーズは高く、その点からも、首都圏における自然環境の保全・再生・創出を進めることは重要であると考えられる。

自然保護を担う主体については、行政に加えて、地域社会、企業、NPOなど多様な主体をあげる人が多く、これらの機関が特性を發揮し、対応していくことが望まれていると考えられる。

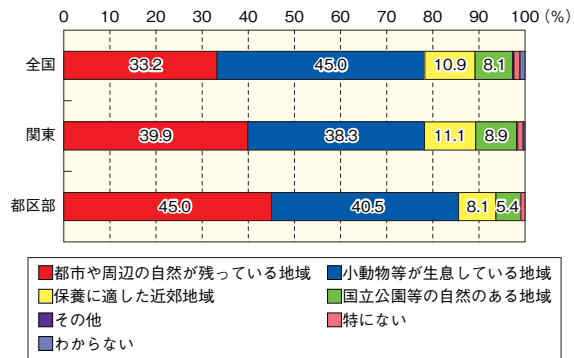
図表 1-3-5 自然とふれあう機会を増やす方法(二つまで回答)



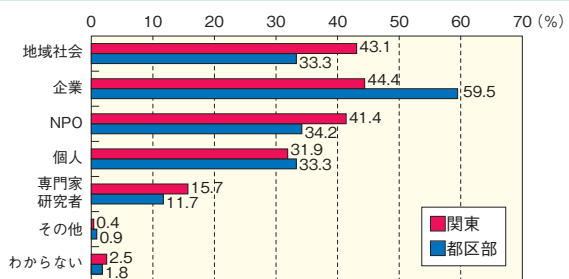
図表 1-3-6 自然保護に関する意識



図表 1-3-7 自然保護に最も力を入れるべき地域



図表 1-3-8 行政に加えて自然保護を担うべき主体(二つまで回答)



資料：図表 1-3-6、図表 1-3-7 及び図表 1-3-8 とともに「自然の保護と利用に関する世論調査」(内閣府) により国土交通省国土計画局作成

2. 都市環境インフラのランドデザインの経緯と進捗

都市再生プロジェクト（第三次決定：平成13年12月）に位置付けられている「大都市圏における都市環境インフラの再生」を踏まえ、首都圏における水と緑のネットワークを構築し、都市に潤いを与えることを目的として、「首都圏の都市環境インフラのランドデザイン」（以下「ランドデザイン」という。）が平成16年3月に策定された。これは、首都圏における自然環境の将来ビジョンを示したものであり、自然が有する機能を十分に発揮するために関係主体が目指すべき共通目標である「首都圏の自然環境の基本目標」、現在の水と緑のネットワークをより充実・強化するための根幹となる考え方である「首都圏の都市環境インフラの将来像」、そして行政、民間等の多様な関係主体の役割分担を示した「首都圏の都市環境インフラの整備に向けた行動方針」から構成される。

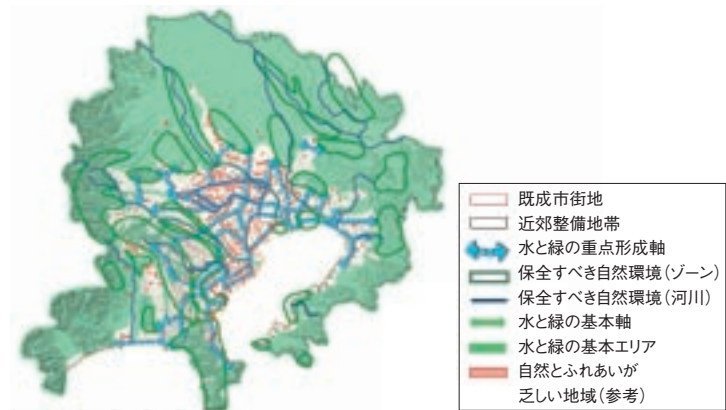
ランドデザインの実現のためには、広域的な視点での取組、多様な主体の連携による自然環境の保全、再生等の取組が重要である。

これまで、近郊緑地保全制度などの地域制緑地制度等を活用した自然環境の保全をはじめとして、行政界を超えた広域的な取組、行政や市民、NPO等の多様な主体の連携による取組などが進められている。

これらの取組を首都圏で広く展開するため、首都圏の自然環境に関する情報や効果的な取組を首都圏住民で広く共有し、自然環境の保全・再生・創出の取組をより一層進めることを目的に、「首都圏の都市環境インフラデータベース」（以下「都市環境データベース」という。）を国土交通省国土計画局ホームページ上で平成19年7月に公開した。都市環境データベースは、首都圏の自然環境に関する情報や効果的な取組をGIS上で検索することができるようにしたものである。

今後も、近郊緑地保全制度などの地域制緑地制度等を活用した自然環境の保全や行政界を超えた広域的な視点での取組、企業や市民団体など、多様な主体の連携による取組等を重点的に進めるとともに、都市環境データベース等を活用し、他地域への効果的な普及・啓発に取り組んでいくこととなる。

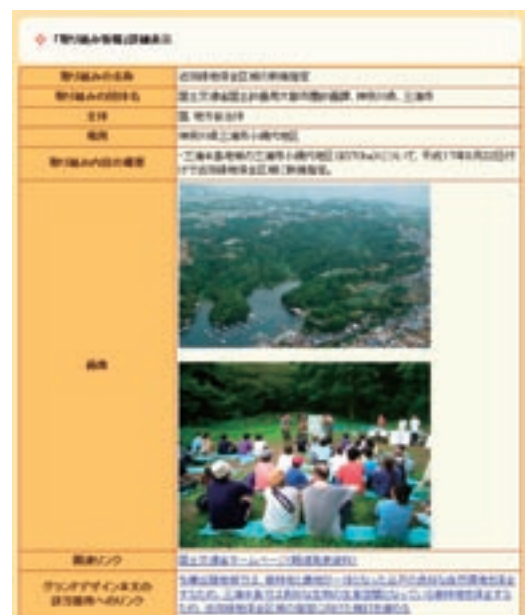
図表 1-3-9 首都圏の都市環境インフラの将来像



資料：「首都圏の都市環境インフラのランドデザイン」
(自然環境の総点検等に関する協議会)

図表 1-3-10

首都圏の都市環境インフラデータベース(取組事例検索結果イメージ)



資料：国土交通省

3. 自然環境の保全等に向けた取組

グランドデザインの地域別行動方針を踏まえ、各地域で自然環境の保全・再生・創出に向けた取組が行われている。

(近郊緑地保全区域における自然環境保全の取組状況)

首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）に基づく近郊緑地保全区域の指定については、グランドデザインの地域別行動方針において、「保全すべき自然環境」を踏まえ、指定を推進することが示されている。

これを受けて、平成17年度に、神奈川県の小網代半島南部に位置する約70haの緑地を、新規としては32年ぶりに小網代近郊緑地保全区域（以下「小網代地区」という。）として指定した。

小網代地区は、水系を軸に森林・湿地・干潟・海が自然状態で連続的にまとまっており、首都圏の中でも貴重な緑地である。

ここでは、近郊緑地保全区域の指定以前から、複数の自然保護団体が活動しており、このような市民団体の活動を調整する組織として「小網代野外活動調整会議」（平成10年度）が設立された。

平成17年度の近郊緑地保全区域の指定を契機として、小網代野外活動調整会議がNPO法人化され、これらの組織を中心として、引き続きカニパトロール、アカテガニの放仔観察や希少種を含む動植物などの自然観察会など、様々な保全活動や環境学習活動等の取組が進められている。

図表 1-3-11

小網代地区での自然環境保全活動（カニパトロールの状況）



資料：神奈川県

今後は、グランドデザインの中で位置付けられた「保全すべき自然環境」（図表1-3-12）等を踏まえ、関係省庁、地方自治体との連携を図り、地元の理解を得ながら、近郊緑地保全区域の指定を進め、首都圏に残る貴重な緑地の保全に努めていくこととなる。

図表 1-3-12 首都圏の保全すべき自然環境



- 保全すべき自然環境（ゾーン）
- 保全すべき自然環境（河川）
- 既成市街地
- 近郊整備地帯

- | | | |
|--------------|----------------|--------------|
| 1 三浦半島ゾーン | 10 狭山丘陵ゾーン | 19 牛久沼ゾーン |
| 2 湘南丘陵ゾーン | 11 三富新田ゾーン | 20 手賀沼ゾーン |
| 3 横浜の丘ゾーン | 12 荒川・江川ゾーン | 21 印旛沼ゾーン |
| 4 八管山・萩野ゾーン | 13 見沼田圃・安行ゾーン | 22 東千葉の台地ゾーン |
| 5 相模原ゾーン | 14 葛西臨海ゾーン | 23 盤洲・小櫃川ゾーン |
| 6 多摩丘陵ゾーン | 15 草加・越谷新田ゾーン | 24 鹿野山ゾーン |
| 7 多摩川右海岸線ゾーン | 16 市川・船橋の台地ゾーン | 25 富津岬ゾーン |
| 8 国分寺崖線ゾーン | 17 三番瀬ゾーン | |
| 9 多摩の森林ゾーン | 18 利根川・菅生沼ゾーン | |

資料：「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」（自然環境の総点検等に関する協議会）

(広域的な連携による取組)

ランドデザインで「保全すべき自然環境」に位置付けられた東京都と神奈川県にまたがる多摩・三浦丘陵は、首都圏西縁部を南北に縦断し、その豊かで連続的な自然環境が、首都圏の緑の骨格（みどりの回廊）を形成するとともに、周辺地域のみならず首都圏全体に、活力やうるおいとやすらぎを提供する地域として重要な役割を担っている。この地域では、これまで『緑の東京10年プロジェクト』基本方針（平成19年6月 東京都）や「神奈川みどり計画」（平成18年3月 神奈川県）、市町村の策定する「緑の基本計画」などに基づき、緑地をはじめとした自然環境の保全等に関する取組が意欲的に行われている。これらの取組をより効果的に進めるためには、行政界を超えた広域的な連携が不可欠であり、これまでも八都県市首脳会議³⁾などの中で、取組が行われてきた。

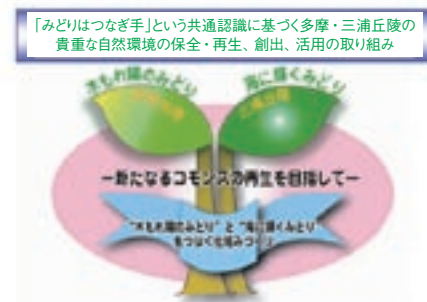
このような状況の下、連続的な自然環境を有する多摩・三浦丘陵では、関係する13の市町（以下「連携自治体⁴⁾」という。）が連携し、共通の認識を持って緑地等の自然環境の保全を進めていくため「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」（以下「広域連携会議」という。）を平成18年9月に発足させた。

平成18年度の広域連携会議では、連携自治体の取組や諸事情について情報を共有し、多摩・三浦丘陵における貴重な自然環境の保全・再生・創出・活用について連携した取組を進めるため、コンセプトの検討を進め、「多摩・三浦丘陵自治体広域連携『取り組みの基本的方向性』」（以下「基本的方向性」という。）を平成19年3月に策定した。この基本的方向性は、「みどりはつなぎ手」という共通認識のもと、山（陣馬山・高尾山）から海（城ヶ島）までをつなぐ『木もれ陽のみどりと海に輝くみどりをつなぐ仕組みづくり』とともに、これを基本とした「新たなコモンズ⁵⁾の再生」を目指していくことを示したものである。

平成19年度には、基本的方向性を踏まえ、「新たなコモンズの再生」の実現に向け、連携自治体で共有すべき最終到達点に関する合意形成と、広域的に市民と自治体とが取り組むべき課題の抽出、市民への情報発信の仕組み作りなどの検討を行った。

今後の取組としては、これまでの2年間の検討結果を踏まえ、連携自治体の広域的な連携に加え、東京都、神奈川県、国とも連携を強化していくとともに、多摩・三浦丘陵における自然環境の保全・再生・創出・活用に関し、安定的な財源確保、効果的な情報を市民に積極的に提供するためのエントランスサイトの構築や効果的な市民活動への支援など、諸施策の推進に努めることとしている。

図表 1-3-13 多摩・三浦丘陵広域連携のイメージ



資料：多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議

- 3) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市の知事・市長で構成され、長期的展望のもとに、共有する膨大な地域活力を生かし、人間生活の総合的條件の向上を図るため共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的として昭和54年に設立された。
- 4) 連携自治体は、八王子市、日野市、多摩市、稲城市、町田市、相模原市、川崎市、横浜市、鎌倉市、逗子市、葉山町、横須賀市、三浦市で構成され、平成18年、19年度は川崎市が事務局を努めている。
- 5) 広域連携会議において、持続可能な社会の構築に向け、「自助」と「互助」により育まれる「共助」が形成される空間（半公共財）と位置付けている。

(官民連携による取組)

都市化が進み、自然の減少が著しい東京では、都内に残された貴重な自然環境である山地の森林や丘陵部の里山、市街地近郊の雑木林など、かけがえのない自然を適切に保全していくことにより、都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営む環境を確保していくことが重要である。また、かけがえのない自然を適切に保全していくためには、行政だけでなく、都民や企業等がそれぞれの役割の中で、協力し合いながら取り組む必要がある。

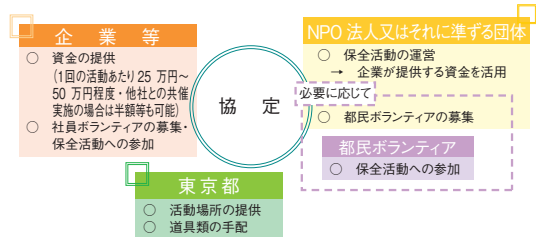
そこで、東京都では、平成15年度から、都内にある46の保全地域⁶⁾のうち一部の地域を対象に、保全地域の良好な自然環境づくりと、より広い都民層に環境に対する関心を高めてもらうため、企業等、NPO法人等、都、都民の連携による自然環境保全活動として、「東京グリーンシップ・アクション」(以下「グリーンシップ・アクション」という。)を実施している。

グリーンシップ・アクションは、例えば企業等は資金の提供や社員ボランティアの保全活動への参加、NPO法人等は企業等が提供する資金を活用した保全活動の運営、都は活動場所の提供及び道具類の手配、などの役割分担を定めた協定を締結し、必要に応じて、都民がボランティアとして保全活動に参加し、自然を保全していく取組である(図表1-3-14)。

下草刈などの樹木の維持管理活動や、自然観察会など、自然とのふれあい活動等が主に取り組まれている。

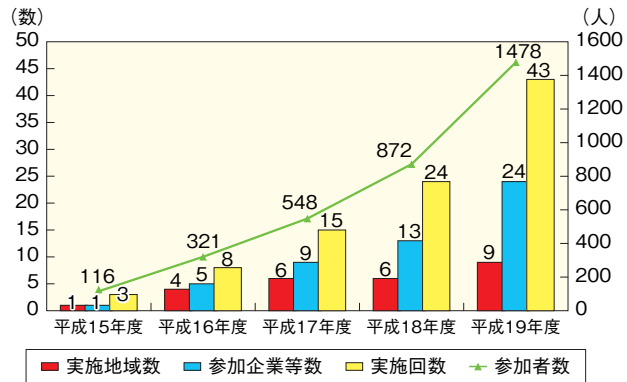
平成15年度に1地域1社の参加ではじまったグリーンシップ・アクションは、平成19年度には9地域22社2団体が参加するまで拡大・発展しており(図表1-3-15)、今後も一層の発展が期待されることである。

図表1-3-14 東京グリーンシップ・アクションのイメージ



資料：東京都

図表1-3-15 東京グリーンシップ・アクションの実施実績



資料：東京都資料より国土交通省国土計画局作成

6) 「東京における自然の保護と回復に関する条例」(昭和47年東京都条例第108号)に基づき、良好な自然地や歴史的遺産と一体となった樹林など、都内に残る貴重な自然環境を都民の大切な財産として永続的に残していくことを目的として、東京都が指定した地域のこと。箇所数は平成19年12月末時点の数字である。